

朝来市 議会だより

臨時号

政治倫理審査会 再審査結果について

藤本邦彦議員に対する政治倫理審査会の再審査の結果、藤本議員は倫理違反となる事実が無いことが確認されました。藤本議員に対する謝罪と名誉回復のため、本臨時号においてその結果と経緯を公表いたします。



森田 龍司 議長

本会議における 議長による議会を代表しての謝罪声明 (令和6年3月28日)

朝来市議会は、第15回朝来市議会定例会初日（令和5年11月30日）の「朝来市議會議員倫理条例第12条第1項の措置を講ずる件」について、藤本邦彦議員に対して行った「議長による注意」の措置が誤りであったことを認めます。については、藤本邦彦議員に謝罪し、名誉を回復するための最大限の努力を払います。なお、本件に関係して、一般社団法人よふどの恵に対しても迷惑を及ぼしたことを、併せて謝罪します。

朝来市議会議長 森田龍司

藤本邦彦議員コメント

学校給食の地産地消推進のための地域の取組（勉強会）に私が参加したことを倫理条例違反とした1回目の政治倫理審査会と本会議決議は何だったのか？一部の議員が嘘と妄想で違反容疑を捏造し、それを政倫審と本会議が僅差の多数決で有罪としました。これは朝来市議会が引き起こした恥すべき冤罪事件です。私だけではなく、地域の取組も誹謗中傷を受けました。未だ有罪を主張する議員もいます。冤罪決議はなぜ行われたのか。調査、検証し、議会の正常化が必要。



藤本 邦彦 議員

初回審査結果

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号の規定に違反する行為があったと認定し、措置として「議長による注意及び全議員に対する注意喚起」と決定した。



市議会ホームページリンク
第1回朝来市議会
政治倫理審査会

再審査結果報告書の概要

審査の請求の対象となる議員の氏名

藤本 邦彦



審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容

(朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号)

「朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に同席が確認されたため。」

市議会ホームページリンク
第2回朝来市議会
政治倫理審査会

令和5年12月22日に開催した議会運営委員会において、藤本邦彦議員より令和5年12月19日付提出された「朝来市議会政治倫理条例違反第12条第1項の措置を講ずる件(令和5年11月30日付)について、本会議採決のやり直し、または政治倫理審査会での再審査の請求」について協議を行った。

その結果、朝来市議会政治倫理審査会を設置し再審査を行うことが確認された。

結論

朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に同席が確認されたとする本件については、市の行う契約、及びそれに対する介入行為は、いずれも認められない。市の契約の公正を侵害する具体的な危険は何ら生じておらず、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号の政治倫理基準に抵触する事実はない。

措置についての意見

- (1) 本会議における議長による議会を代表しての謝罪声明
- (2) 本会議後の議長等による記者会見
- (3) 審査結果の議会だより臨時号による公表
- (4) 審査結果のケーブルテレビ放送による公表

審査会の構成

- | | |
|------------|-------------|
| (委員長) 浅田郁雄 | (副委員長) 藤原正伸 |
| (委 員) 関 綾乃 | (委 員) 尾崎里美 |
| (委 員) 西本英輔 | (委 員) 嵐峨山博 |

審査の経過

(1) 第1回(令和6年1月26日)

委員長と副委員長の選出を行った後、本件が再審査に至る経緯と審査付託事項を調査し、審査の争点が、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号該当事実の有無であることを確認した。

また、会議の透明性と公正性を重視して議員の行動に対する倫理的評価を行うためには、関係条例規定の法的な解釈に関する専門的な知見を参考とすべきとの認識のもとに、企画総務部総務課職員から意見を聴取した。

(2) 第2回(令和6年2月9日)

関係課職員が出席して質疑応答を行い、市の随意契約プロセスに関する事実等を整理した。

主な論点として、随意契約について、市財務規則によると予定価格の決定からが契約行為とされていること、給食センターの食材調達における予定価格の作成について、予定価格は、登録事業者への見積依頼を経て価格決定され、これが予定価格となること、生産者登録の意義について、生産者登録は、将来的な発注の可能性がある相手方を事前に登録するもので、契約の約束ではないこと、本件審査請求の対象事由に係る令和4年12月8日開催の会議(以下、本件会議)の性質について、本件会議は契約行為ではなく、予定価格などが決まっていない状態での情報収集と提供の場であったこと、などを確認した。

(3) 第3回(令和6年2月16日)

一般社団法人よふどの恵(以下、よふどの恵)の役員が出席して質疑応答を行い、本件会議に関する事実等を整理した。また、藤本邦彦議員(以下、対象議員)に対する質疑及び弁明の時間を設けて聴取を行い、その後意見交換を行った。

主な論点として、よふどの恵の概要について、与布土地域自治協議会のプロジェクトから生まれた地域経営法人であり、地域の農業振興に取り組んでいること、本件会議について、地元野菜の給食提供に関する相談で、特に端境期の野菜確保の課題に対し、よふどの恵が協力できる体制を作れるかどうかの情報収集のための会議であること、会議後の

動きについて、よふどの恵は生産者登録を求められておらず、また希望もしていないこと、対象議員の関わりについて、本件会議には傍聴者として参加したこと、などを確認した。

(4) 第4回(令和6年2月22日)

第3回の会議内容を整理、確認した後、以下の主要な論点について政治倫理に関する審査を進めた。

随意契約及び農産物販路拡大業務についての取組みのフロー図(以下、フロー図)について、関係課職員からの再度の聴取を求める意見があったが、既に必要な情報は得られているとして再確認する作業を行い、随意契約と学校給食センターの食材調達について整理した。

意見交換を行って委員間で意見を開陳し、理事と給食センター長の説明に矛盾があるとの指摘等、争点について討議を進めた。

(5) 第5回(令和6年3月6日)

前回までの会議内容の確認として、議員倫理条例の確認の後、随意契約と学校給食センターの食材調達事務に関し、関連する規則等を確認した。また、食材納入業者及び生産者の登録制度についても整理を行った。また本件会議の目的と内容及び対象議員の行為についての事実確認を行った。会議は、事実確認と委員間の意見交換を重点に進めた。

(6) 第6回(令和6年3月12日)

本審査会の活動と規律についてあらためて確認した後、これまでの審査内容の振り返りと取りまとめを行なった。その後、市が行う契約の存否及びこれに対する働きかけの存否について評価し、対象議員の行動が政治倫理基準に違反していないかどうかを慎重に検討した。採決の結果、朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号について、4対1の賛成多数で違反しないと認定した。なお、議会がとるべき措置について意見交換を行い、決定した。

(7) 第7回(令和6年3月26日)

本報告書の取りまとめの協議を行った。

審査対象の事由

政治倫理基準

朝来市議会議員倫理条例 第3条第1項第3号
市が行う請負契約及び委託契約並びに一般物品納入契約に関し、特定業者の推薦、紹介、介入をしないこと。



違反・疑惑の発生

審査対象議員 藤本邦彦議員
審査請求対象事由 朝来市学校給食センターの主な使用野菜の市外品購入に関する協議の場に同席が確認された。

政治倫理審査会（初回）

R5.7.20 審査請求
R5.8.3 審査会の設置
R5.8.3～10.24 審査会の開催(6回)

審査結果

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第3号の規定に違反する行為があったと認定した

R5.11.30 議会としての措置
朝来市議会議員倫理条例第12条第1項の措置を講ずる件
審査対象議員への注意及び全議員への注意喚起

再審査の決定

R5.12.19 再審査の請求
本会議採決のやり直し、または政治倫理審査会での再審査の請求
R5.12.22 議会運営委員会での協議
R6.1.26 審査会の設置

政治倫理審査会（再審査）

R6.1.26 議長から審査会への付託
R6.1.26 審査会の開催(7回)
審査結果
政治倫理基準に違反する行為はなかったと認定
※委員長には通常、表決権がありません。
浅田原郁正里伸美藤嶺綾乃西本英輔
田井道文貴之乃茂博乃
○○○○○○×○○○○○○
R6.3.26 審査会から議長への報告
審査結果報告書

R6.3.27 陳述書の提出

藤本邦彦議員から提出

R6.3.28 議会での審議

審査結果の報告

審査対象議員による陳述

質疑

吉田・加藤

討論

賛成討論：尾崎、嵯峨山、足立、加藤、藤原、松井、日下、森下、横尾

反対討論：渕本、吉田

採決

政治倫理基準に違反する行為はなかったと認定

上	横	松	水	加	関	吉	尾	藤
田	尾	井	田	藤	綾	田	崎	原
幸	正	道	文	貴	俊	里	里	正
広	信	信	夫	之	乃	平	美	伸
○	○	○	○	○	×	×	○	○
足	西	浅	藤	日	森	嵯	渕	森
立	本	田	本	下	下	峨	本	田
義	英	郁	邦	恒	恒	山	龍	龍
美	輔	雄	彦	茂	夫	博	稔	司
○	○	○	*	○	○	○	×	※

※議長には通常、表決権がありません。
*審査対象議員には表決権がありません。

名誉回復のための措置

朝来市議会議員倫理条例第7条第10項
審査会は、第3条及び第4条の規定に違反する行為がなかったと認められる審査対象議員について、その名誉を回復するため、必要があると認めるときは、その旨を議長に報告する等所要の措置を講ずるものとする。

R6.3.28

議長による議会を代表しての謝罪声明

本会議内で実施（朝来市議会議員倫理条例第7条第10項の措置を講ずる件）

表紙の文章をご覧ください

R6.3.28

議長等による記者会見

本会議後に実施

審査結果の議会だより臨時号による公表

本誌

審査結果のケーブルテレビ放送による公表